

参考資料1(4-I-1関係)

対象用途		協議対象公共的建築物 対象規模(床面積の合計)
1	学校等施設 ①学校(学校教育法(昭和22年法律第二十六号)に基づくもの) ②その他これらに類する施設	すべての施設
2	医療等施設 ①病院または診療所 ②助産所 ③施術所 ④薬局(医療品の販売業を併せ行うものを除く。)	すべての施設
3	興行施設 ①劇場、観覧場、映画館または演芸場 ②その他これらに類する施設	すべての施設
4	集会施設 ①集会場(冠婚葬祭施設を含む。) ②公会堂 ③公民館 ④その他これらに類する施設	すべての施設
5	展示施設等 ①展示場 ②その他これらに類する施設	すべての施設
6	物品販売業を営む店舗等 ①百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ②卸売市場	すべての施設
7	宿泊施設 ①ホテルまたは旅館 ②その他これらに類する施設	すべての施設
8	事務所 ①保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ②事務所(他の施設に付属するものを除く。)	すべての施設 500㎡以上
9	共同住宅等 ①共同住宅、寄宿舎または下宿 ②その他これらに類する施設	1,000㎡以上
10	福祉施設 ①老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの ②老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	すべての施設
11	運動施設 または 遊技場等 ①体育館、水泳場、ポーリング場または遊技場 ②その他これらに類する施設	すべての施設 ただしポーリング場および遊技場は 300㎡以上
12	文化施設 ①博物館、美術館または図書館 ②その他これらに類する施設	すべての施設
13	公衆浴場 公衆浴場	すべての施設
14	飲食店等 ①飲食店 ②キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	すべての施設 300㎡以上
15	サービス店舗等 ①郵便局または理髪店、クリーニング取次店、質屋、 貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ②一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所	すべての施設
16	工業施設 ①工場(自動車修理工場を除く) ②その他これらに類する施設	1,000㎡以上
17	車両の停車場または船舶 もしくは航空機の発着場 を構成する建築物で旅客 の乗降または待合いの用 に供するもの 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	すべての施設
18	自動車 関連施設 ①自動車の停留または駐車のための施設 ②自動車修理工場 ③自動車洗車場 ④給油取扱所 ⑤自動車教習所	500㎡以上 200㎡以上 200㎡以上 すべての施設
19	公衆便所 公衆便所	すべての施設
20	公共用歩廊 公共用歩廊	1,000㎡以上
21	地下街 ①地下街 ②その他これらに類する施設	1,000㎡以上
22	複合施設 1の項から21の項までに掲げる公共的建築物の複合建築物	1,000㎡以上